

## 坂戸市福祉センターガイドライン(遵守事項と役割)

	遵守事項	センター(職員)の役割	利用者(団体)の役割
I 密閉・密集・密接の三密を徹底して回避	1 施設収容定員の半分程度以内で利用すること。		
	・人数制限し利用する(施設収容定員の半分程度以内で利用する) ※班やグループに分け、活動日や時間を分散するなどを検討する	○ 定数の見直し	○
	2 人と人との間隔をできる限り2m空け(最低でも1m)利用すること。		
	・社会的距離を保ち、近距離での会話、大きな声の発声、呼気が激しくなるような会話を避ける	—	○
	3 おおむね30分以内ごとに施設の換気を実施するとともに、終了時に必ず換気を行うこと。		
	・30分に一度、5分程度の換気を行う、終了時も行ふ	○ 換気設備常時	○
・密閉(換気の悪い密閉空間)、密集(多くの人々が密集している)、密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声)の3密を避ける工夫を徹底したうえで活動する	—	○	
II 感染防止対策の徹底	1 来所前に検温を行い、発熱や風邪の症状がある場合は積極的に利用を取りやめること。また、検温を忘れた場合には、事務室に申し出て検温を受けること。		
	・検温(来所前に自宅等で)の結果、 <u>37.5度以上</u> 、又は平熱より1度超過するような場合は利用を自粛する	—	○
	・検温を忘れ来所した方は、事務室に申し出て検温すること	○	○
	・体調不良時の来所自粛(風邪の症状や体調がすぐれない方)	—	○
	・2週間以内に、感染が拡大している国、地域への訪問歴がある方は利用を自粛する	—	○
	2 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合などは利用を自粛すること。		
	・同居している家族等に発熱や体調が悪いなど感染が疑われる方がいる場合は利用を自粛する	—	○
	3 高血圧、糖尿病等基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクが高いことから、より慎重に対応し、利用を自粛することも選択のひとつとすること。		
	・高齢者や基礎疾患のある方は、感染時の重症化リスクが高いことから、より慎重に対応し、利用の自粛を検討する	—	○
	4 来所にあたっては、センター入口に設置の消毒液で手指消毒を行うこと。		
	・手洗い、手指消毒の徹底	○	○
	・手指消毒用アルコール液の設置	○	—
5 施設利用後、センターが用意する消毒液で、机、イスを始めとした使用備品、ドアノブ、鍵、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。			
・消毒液、ペーパータオル、ぞうきん等の用意	○	—	

	遵守事項	センター(職員)の役割	利用者(団体の役割
	・高頻度接触部位(机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、マイク、使用備品、階段手すり、エレベーターボタン、トイレ便座、トイレドアノブ、洗面蛇口)などの他者と共有するものや場所を消毒する	○ 貸館前	—
	・高頻度接触部位(机、椅子、ドアノブ、電気スイッチ、マイク、使用備品)などの他者と共有するものや場所を消毒する	—	○ 利用後
	・接触部位を減らすため、各施設(部屋)出入口を1か所にする	○	○
	6 マスクを着用するとともに、咳エチケットを遵守すること。 但し、運動を主とする活動等でマスクの着用が困難な場合は、十分な距離を空けて活動すること。また、マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難、熱中症リスク等を考慮し運動量を下げるなどの工夫を行うこと。		
II 感 染 防 止 策 の 徹 底	・マスク着用(マスク未着用の方は入館を制限する) ※運動を行う活動などは、マスク着用は利用者の判断によるものとしませんが、十分な距離をあけて活動すること。 また、マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難や熱中症リスク等を考慮し、運動量を下げるなどの工夫をすること。	○	○
	・咳エチケットの遵守	○	○
	・活動中の休憩時間においても十分な距離を確保する	—	○
	7 館内での飲食は自粛すること。(水分補給は可)		
	・館内での飲食は原則行わない(※水分補給を除く)	—	○
	8 給湯室は使用しないこと。		
	・給湯室は利用しない	—	○
	9 ロビー、ボランティアビューローでの談話等は極力自粛すること。		
	・接触機会を減らすため、ロビーでの談話等を極力自粛	—	○
	・ボランティアビューローでの談話等を極力自粛	—	○
	10 利用時間内に消毒を終了し、次の利用者(団体)との接触が回避できるよう配慮すること。		
	・入れ替わり時の接触感染リスクを減少させるため、早めの終了を心がける	—	○
	・清掃や消毒の時間も考慮した終了時間を設定する	—	○
	11 感染リスクが高いといわれる活動等を行う場合は、利用者間で協議の上創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じること。		
	《感染リスクが高いと思われる活動例》 ① 飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動 ② 器具・道具類を共有して使用する活動	—	○
	・利用者間で協議の上創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じること	—	○
	・感染防止対策となる道具や器具等を利用する	—	○

	遵守事項	センター(職員)の役割	利用者(団体の役割
Ⅲ その 他の 遵守 事項	1 会議の実施にあたっては、会議の方法等の検討を行い、会議時間の短縮に努めること。		
	・接触機会を減らすため、可能な限り時間を短縮して利用する	—	○
	2 利用代表者は、感染者が確認された場合に追跡可能とするため、利用者の氏名、住所、連絡先を把握しておくこと。 また、感染者の発生等により保健所等公的機関から要請があった場合は、利用者の氏名、住所、連絡先を情報提供すること。		
	・利用代表者は利用者全員の連絡先等を把握しておく	—	○
	3 利用代表者は、利用ごとにセンター備え付けの利用者名簿（別紙様式）を提出すること。		
	・利用者の把握（緊急時の感染経路等の追跡調査を可能にするため）	○ 名簿用意	○ 記入・提出
	4 ごみは必ず各自持ち帰ること。		
	・ごみは各自が持ち帰る（清掃、消毒で出たごみは除く）	—	○
	※ その他		
	・遵守事項が徹底出来ない、十分な対応が出来ないと判断した場合は利用を自粛する	—	○
・利用後2週間以内に、利用者の中から発症者が出た場合はセンターへ直ちに報告する	—	○	
・利用中に体調が悪くなった（感染が疑われる者が発生した）方がいた場合は、至急事務室へ報告する	—	○	

★遵守事項を徹底するにあたり、活動内容が制限されたり、活動しにくい状況となることも想定されますが、利用者皆様の安全を確保するための「新しい生活様式」を実践することで、センター利用時の感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。